原子力災害避難者の安全・安心を確保するための法律の制定を求める意見書

平成２３年３月１１日の大震災に伴い発生した原子力災害により、多くの福島県民は避難を余儀なくされ、県民は全国の避難先で塗炭の苦しみを味わっている。

特に、原子力災害により避難されている方々に対しては、対応する法律もない状況であったため、災害救助法の運用を段階的に拡大しつつ対応せざるを得ず、避難先となった各地方自治体の被災者対策にばらつきが出るなど、後手に回る部分もあり、避難されている方々の不安感には大きなものがあった。

その後、国は様々な特例措置や「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」を設け、それに伴い避難の受入れ自治体は、各種特例措置や法律に基づき行政サービスを実施した。

福島県に対しては、今後、福島復興再生特別措置法の制定なども視野に入れ、避難された住民の方がふる里に戻れる状況を作り上げ、帰還に向けた取組を進め、本格的な復興を図ろうとしているが、原発事故以降の政府の対応は、避難されている方々の信頼をいまだに得られる状況にはない。

また、原子力災害の発災から現在に至るまでの経過を見ると、避難の誘導、避難の受入れ、避難住民の住所の特定、その後の事務処理、行政サービスの展開などの点において、現行の法体系の下では速やかに対応できる状況にないことは明白であり、原子力災害に対応した一元的な法律の制定が強く求められている。

よって、国においては、今後同様の事態や、現在避難されている方々に対し今後想定される新たな事態にも速やかに対応できるよう、災害救助法に替わる原子力災害避難者の安全・安心を確保するための法律の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年３月１６日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
経　済　産　業　大　臣　あ　て
原発事故の収束及び再発防止担当大臣
内　閣　官　房　長　官

福島県議会議長　　斎　藤　健　治